

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次 ページ

告 示

- 優良図書の特奨(五四三・県民文化政策課)……………1
 - 青少年に有害な図書類の指定(五四四・県民文化政策課) ……1
 - 青少年に有害な興行の指定(五四五・県民文化政策課) ……1
 - 公共測量実施の通知(五四六・建設管理課) ……1
 - 公共測量終了の通知(五四七・建設管理課) ……2
 - 道路区域の変更(五四八・道路課) ……2
 - 道路区域の変更及び供用開始(五四九・道路課) ……2
 - 河川法による堤防と道路との兼用工作物の管理の方法(五五〇・河川砂防課) ……2
- 公 告
- 一般競争入札の実施(情報企画課)……………3
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………3
 - 暖房用燃料単価契約に係る一般競争入札の実施(二件(会計管財課)……………3

告 示

秋田県告示第五百四十三号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第五条の二の規定により、次の図書を優良な図書及び映画として推奨する。

平成十九年十一月十六日

秋田県知事 寺田典城

図 書

推奨番号	図書名	発行所	推 奨 理 由
十六	娘よ、こくもん出版	青少年に戦争の怖ろしさ、悲	

こが長崎
です

惨さ、愚かさを訴え、人間の幸せや命の尊さについて自覚させる書である。一九八五年の初版以来、二二年間ロングセラーを続けてきたノンフィクションで、著者が永井博士の平和への願いを語り伝える内容となっている。

秋田県告示第五百四十四号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成十九年十一月十六日から施行する。

平成十九年十一月十六日

秋田県知事 寺田典城

指定番号	図 書 名	発 行 所	指定理由
一〇四八五	裏ナビジャンク 一二月号	大都社	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四八六	裏ネタJACK 一二月号	株式会社ダイアプレス	少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四八七	無敵恋愛エスガール 一二月号	ぶんか社	著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四八八	Young Love Comic Play 一	宙出版	著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四八九	愛の体験special デラックス 一二月号	竹書房	著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四九〇	レディースコミック「微熱」 一二月号	セブン新社	著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四九一	レディースコミック・タブー 一二月号	三和出版株式会社	著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四九二	コミックアムール 一二月号	サン出版	著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四九三	遊名人 一二月号	有限会社アンチメディア	著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四九四	AKITA De Ni ght 一二月号	月刊アキタでナイト編集部	著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第五百四十五号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十九年十一月十六日から施行する。

平成十九年十一月十六日

秋田県知事 寺田典城

映 画

指定番号	題 名	配 給 元	指定理由
六五八七	鬼の花宴	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五八八	はじらい	アートポート	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五八九	ヒルズ・ハブ・アイズ2	プレシディオ	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五九〇	潮吹きヘルパー 抜きまくる若妻	サカエ企画	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五九一	性犯罪捜査 暴姦の魔手	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五九二	吉沢明歩誘惑 あたしを食べて	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五九三	居酒屋の女房 酔い濡れ巨乳	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五九四	恋心の風景 くキャンブでLOVE	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五九五	おんなたち 淫画	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五九六	やる気まんまん	クリエイティブ アクザ	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第五百四十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり秋田県仙北地域振興局長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公

平成十九年十一月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 作業の種類

- 公共測量
- 二 作業を行う地域
仙北地区他 仙北郡美郷町 六郷他
- 三 作業を行う期間
平成十九年十月二十九日から平成二十年一月三十一日まで

秋田県告示第五百四十七号

- 一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	四百五十四号	鹿角郡小坂町十和田湖字十和田湖国有林三〇八四林班は一小班から字大川岱九〇番一まで	一〇・〇〇〇	〇・〇二七
	新	旧	四百五十四号		一〇・〇〇〇	〇・〇二七

平成十九年秋田県告示第三百五十七号の公共測量について、平成十九年九月三十日終了した旨鹿角市長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
平成十九年十一月十六日
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百四十八号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十九年十一月十六日
秋田県知事 寺田典城

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十一月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第五百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十九年十一月十六日
秋田県知事 寺田典城

- 一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道	新	旧	秋田天王線	秋田市山王三丁目一七九番一地先から三七六番一地先まで	二六・五〇〇	〇・一八二
	新	旧	秋田天王線		二六・五〇〇	〇・一八二

- 二 供用開始の期日 平成十九年十一月十六日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十一月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第五百五十号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

関係図書は、建設交通部河川砂防課及び仙北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年十一月十六日
秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川 玉川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 大仙市長野字中川原十八番二号地先から同市北長野字中川原一番百二十号地先まで
- 四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (一) 名称 道路管理者 大仙市長
- (二) 住所 大仙市大曲花園町一番一号

(一) 代表者の氏名 大仙市長 栗林次美
管理の内容

- (一) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他のもつぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)(の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (三) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- (四) 管理の期間 平成十九年十一月五日から道路の存続する日まで

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、
平成十九年十一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 調達する役務の名称及び数量
 - (二) 電子申請用様式作成業務(税務課関係分) 一式
 - (三) 調達案件の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
- 二 履行期間
 - (一) 契約締結の日から平成二十年二月八日(金)まで
 - (二) 入札に参加する者に必要な資格
- 三 入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を満たした者で、当該一般競争入札に参加する資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有することの確認を受けたものとする。
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 当該一般競争入札に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (三) 県内に本社又は本店を有すること。
 - (四) 過去二年以内に、情報サービス分野に関する同等程度の規模の契約を二回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。
- 四 競争入札参加資格の確認の手続
 - (一) 競争入札参加資格の確認の申請
 - (二) 競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (1) 提出書類及び提出部数
 - (2) 提出書類に定める事項を記載した競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格を有することを確認することができる資料 各一部
 - (3) 提出方法
 - (1) 持参し、又は郵送すること。
 - (2) 提出期間
 - (一) 秋田県の休日を除く(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年十一月十六日(金)から同月二十六日(月)までの期間の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、最終日については、正午をもって締切とする(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、最終日正午必着とする)。
 - (二) 提出場所
 - (一) 郵便番号〇一〇一八五七二 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県学術国際情報企画課電子自治体推進班(電話番号〇一八一八六〇一四二七二)
 - (二) 競争入札参加資格の確認の時期
 - (一) 平成十九年十一月二十九日(木)
 - (二) 競争入札参加資格の確認の結果の通知
 - (三) 競争入札参加資格の確認の結果は、書面により申請者に通知する。
 - (四) 競争入札参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明
 - (一) 競争入札参加資格の確認を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、平成十九年十二月三日(月)正午までに、説明を求めめる旨を記載した書面を(一)(4)に掲げる場所に提出しなければならない。
 - (二) 説明を求めた者に対しては、平成十九年十二月五日(水)までに書面等により回答する。

- 五 入札執行の日時及び場所
 - (一) 秋田県庁第二庁舎五階 情報化研修室
 - (二) 入札保証金
 - (一) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条から第百六十三条までに規定するところによる。
 - (二) その他
- 六 入札の方法
 - (一) 入札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (一) 入札の無効
 - (一) 秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
 - (二) 落札者の決定方法
 - (一) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (二) その他
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 - 平成十九年十一月十六日
 - 申請のあった年月日
 - (一) 平成十九年十月三十一日
 - (二) 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 - (一) 特定非営利活動法人 子育て応援Seed
 - (二) 代表者の氏名
 - (一) 山崎 純
 - (二) 主たる事務所の所在地
 - (一) 秋田県秋田市
 - (二) 定款に記載された目的
 - (四) この法人は、子ども達や子育て世帯に対し、子どもの健全育成支援、より良い親子、家族関係を育む為に必要な支援を、多面的に行う事を通し、子ども達が健やかに生きられる環境づくり、子育てに喜びを実感し、子育てしやすい社会の形成に寄与する事を目的とする。
- (四) 暖房用燃料単価契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 - 平成十九年十一月十六日
 - 秋田県知事 寺 田 典 城
 - 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び購入予定数量(一リットル当たりの単価契約とする)
 - (一) 重油 十万リットル
 - (二) 購入物品の仕様等
 - (一) 日本工業規格一種一号

(一) その他入札説明書及び仕様書による。
 (二) 契約期間
 契約した日から平成二十年三月三十一日(月)まで
 (三) 納入場所
 秋田県庁

二 入札に参加する者に必要な資格
 (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等
 (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一
 秋田県出納局会計管財課(電話番号〇一八―八六〇―二七三二)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年十一月十六日(金)から同月二十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
 平成十九年十一月二十八日(水)午後一時三十分
 秋田県庁地下一階会計管財課入札室

五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他
 (一) 入札の方法
 入札金額は一リットル当たりの単価とする。
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 (二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。
 (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

暖房用燃料単価契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百六十六号)第百六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年十一月十六日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項
 (一) 購入物品名及び購入予定数量(一リットル当たりの単価契約とする。)
 灯油 五万リットル
 (二) 購入物品の仕様等
 日本工業規格一号
 その他入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間
 契約した日から平成二十年三月三十一日(月)まで
 (四) 納入場所
 秋田県庁

二 入札に参加する者に必要な資格
 (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等
 (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一
 秋田県出納局会計管財課(電話番号〇一八―八六〇―二七三二)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年十一月十六日(金)から同月二十六日(月)までの期間、随時交付する。
 四 入札執行の日時及び場所
 平成十九年十一月二十八日(水)午後二時
 秋田県庁地下一階会計管財課入札室

五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他
 (一) 入札の方法
 入札金額は一リットル当たりの単価とする。
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 (二) 入札の無効
 規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 Email: matsubara@natsubara-ryu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁 雄

